

岐阜市体育ルームクライミング使用規定（内規）

	平成 14 年 1 月 25 日	決裁
	平成 15 年 3 月 31 日	決裁
改正	平成 23 年 1 月 7 日	決裁
改正	平成 25 年 2 月 21 日	決裁
改正	平成 25 年 7 月 30 日	決裁

1 使用条件

- ① クライミングウォールの登はんはトップロープ方式とし、個人使用、定期使用又は、貸切使用により使用することができる。
- ② クライミングウォールを個人使用しようとする者は、使用者自身において、傷害保険及び、賠償保険に加入しなければならない。ただし、小学校 2 年生から中学校 3 年生の者は、傷害保険に加入したうえで、登はんのみ行うことができる。その場合の確保者は、保護者のみとし、保護者の保険加入は問わない。
- ③ クライミングウォールを使用しようとする者は、「クライミングウォール使用に関する誓約書(様式第 1 号から第 3 号のうち、必要な誓約書)」をあらかじめ、指定管理者へ提出しなければならない。

2 個人使用・定期使用

クライミングウォールを個人又は、定期で使用できる者は小学校 2 年生以上でかつ以下のすべての条件を満たす者で、指定管理者の承認を得た者に限る。

（１）認定証保有者

認定証を保有している者は以下のすべての条件を満たせば使用することができる。

- ① 中学校卒業以上の者で指定管理者が発行する岐阜市体育ルームクライミング認定証（以下「認定証」とする）を保有する者。
- ② 他の認定証保有者が確保者として同伴する者、または水曜日・木曜日の午後 7 時から午後 9 時（以下、「指導業務委託日」とする）で指定管理者が委託した指導員（以下、「指導員」とする）から指導を受ける者。

（２）認定証を保有しない者

認定証を保有していない者は使用できない。ただし、以下の場合には使用することができる。

- ① クライミングウォールを初めて使用する場合認定証保有者（成人）が確保者として同伴し、指導業務委託日で指導員から指導を受ける者。
- ② 過去にクライミングを経験したことがある場合（他施設を含む）指導業務委託日で指導員から指導を受ける者。

（３）小学校 2 年生から中学校 3 年生までの者

小学校 2 年生から中学校 3 年生までの者は、以下のすべての条件を満たせば使用することができる。

- ① 指定管理者が発行する岐阜市体育ルーム少年少女クライミング認定証（以下「少年少女認定証」とする。）を保有する者。
- ② 少年少女認定証に記載された保護者（少年少女クライミングスポーツ教室を受講修了した保護者又は指導員が少年少女クライミングスポーツ教室を受講修了した者と同様以上の確保経験を有するものと認めた保護者をいう。）による同伴及び確保を受ける者。

【指定管理仕様書資料①】

- ③ 指導業務委託日で指導員から指導を受ける者。

3 貸切使用

クライミングウォールを貸切使用できるのは、以下のすべての条件を満たせば使用することができる。

- ① 認定証保有者が構成員の中で1／3以上在籍し、認定証保有者を代表者（成人）とする6名以上の団体。
- ② スポーツ安全保険等の保険に団体加入しており、事故等に対する責任を果たすことができると思われる団体。
- ③ クライミングウォール使用時に、認定証保有者が2名以上監督かつ、指導できる団体。

4 認定証等の交付

クライミングウォールを使用する者で、登はん技術を備えた者に対して、以下の認定証を交付する。

（１）認定証

- ① クライミングスポーツ教室受講修了者の中で、講師が登はん技術を判定し、指定管理者より認定された者。
- ② 既に登はん技術を備えた者については、指導員が登はん技術を判定し、指定管理者から認定を受けたもの。

（２）少年少女認定証

- ① 少年少女クライミングスポーツ教室受講修了者の中で講師が登はん技術を判定し、指定管理者から認定を受けた者。
- ② 既に登はん技術を備えた小学校2年生から中学校3年生までの者については、指導員が登はん技術を判定し、指定管理者から認定を受けたもの。

5 使用手続き

クライミングウォールを個人又は、定期使用する者は下記の手続きをする。

- ① 認定証を事務室に提示する。
- ② 使用簿に必要事項を記入する。
- ③ 個人使用者は2時間単位で200円（中学生以下は100円）の使用料金を納める。
定期使用者は、定期券を提示し使用確認を受ける。

6 クライミングウォール使用上の遵守事項

【禁止、制限事項】

- ① チョークボール以外のすべり止めの使用をしないこと。液状チョークも使用不可とする。
- ② 施設設置者の許可を受けないでルート変更・設定しないこと。

【指導事項及び、注意事項】

- ① レッグループタイプのハーネスを着用すること。
- ② クライミング前に準備運動を十分に行い、けがの防止に努める。
- ③ 万が一事故が発生した場合、体育ルームでの応急処置のみとする。
- ④ 手袋を使用するように努めること。

7 施設使用上の注意事項

- ① 施設内では指定管理者及び指導員の指示に従うこと。指示に従わない場合は、認定

【指定管理仕様書資料①】

証の返却を求めたり、施設の立ち入りを禁止することがある。

- ② 活動は、クライミングに適した服装とシューズを必ず着用すること。
- ③ クライミングエリア以外のフロアを、クライミングシューズにて歩行しないこと。
(フロア表面へのラバー付着を防止するため)
- ④ クライミング使用者以外(幼児、児童を含む)は入室しないこと。

8 事故の責任

- ① クライミングウォールの使用は、指定管理者及び指導員の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害などの事故がおこっても施設等に不備、不具合等がない限り、利用者及び利用団体において責任を負うものとし、施設管理者及び指導員に損害賠償を請求しないものとする。
- ② 個人又は定期使用及び、貸切使用中の傷害については、使用者自身の責任で対応するものとする。
- ③ スポーツ教室で使用中の傷害については、指定管理者が加入するスポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
- ④ 使用施設・設備などを破損させ、市又は指定管理者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償など復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちに市又は指定管理者と連絡を取り、その都度、協議し対策をとるものとする。

9 その他

【認定証の再発行】

- ① 認定証を紛失した場合は、「クライミング認定証再発行申込書（様式第4号）」又は、「少年少女クライミング認定証再発行申込書」(様式第4号)を提出し、再発行を受けることができる。

附 則

この規定は、平成14年1月26日より施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成23年1月7日より施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年8月1日から施行する。